

JB ソフトウェア(クラウド型)使用許諾条件

JBCC株式会社(以下、「JBCC」という)のソフトウェア(クラウド型)(以下、「本ソフトウェア」という)のお客様によるご利用には、すべてこの「JBCC ソフトウェア(クラウド型)使用許諾条件」(以下、「本条件」という)が適用されます。

第1章 総則

第1条 (JB ソフトウェア)

本ソフトウェアは、インターネット環境を通じたクラウド基盤上で稼働するアプリケーションソフトウェアであり、本ソフトウェア利用に関するサポート(以下、「サポートサービス」という)ならびにこれに対するオプションサービスと一体として提供されます。提供内容の詳細は、次章以下に記載のとおりとします。

第2章 ソフトウェアの利用

第2条 (ソフトウェアの内容ないし仕様)

1.販売者(JBCC が直接の販売者となる場合を含む、以下同じ)との契約(お客様と販売者間でなされた本ソフトウェア購入の合意をいい、第5条に定める「ユーザー登録書」を用いる方法によるものの他その形式を問わない、以下、「購入契約」という)により本ソフトウェアを購入したお客様は、インターネット環境を通じ JBCC の指定するクラウド基盤上のサーバーにアクセスすることにより、当該サーバーから提供される「本ソフトウェア」の機能を使用、表示、基本実行、その他のやりとりを行い業務処理のために利用することができます。

2.本ソフトウェアの仕様は、ユーザー登録書記載の URL 上で確認可能な、JBCC 所定の「JBCC ソフトウェア(クラウド型)仕様サイト」(以下、「指定サイト」という)に記載のとおりとします。

3.本ソフトウェアには、本ソフトウェアに関連した文書ならびに JBCC または他の本ソフトウェアに関する正当な権限者(本ソフトウェアの供給者、著作権者、使用許諾者を含む、以下、「ソフトウェア権利者」という)による改善、改良、変更、修正、拡張または更新(以下、「ソフトウェア更新等」という)も含まれるものとします。ソフトウェア更新等は、原則としてソフトウェア権利者の裁量により、随時実施されるものとします。

第3条 (クラウド基盤)

1.お客様は、使用者のサービス利用環境からアクセスして指定サイトに記載のクラウド基盤上で移動させる方法によってのみ、本ソフトウェアを利用することができるものとします。

2.クラウド基盤およびサーバー等の当初仕様ないし提供容量の制限等があるときは、指定サイトに記載するものとします。記載された仕様ないし利用可能な提供容量の変更が使用者が希望する場合は、別途販売者に申入れの上所定の料金を支払うものとします。

3.指定サイトには、別途クラウド基盤に係るサービス提供者(以下、「クラウド事業者」という)が記載されるものとし、使用者は当該クラウド事業者の定める利用規約のうち、現にサービスを利用する者として遵守すべき事項に関する定めに従い本ソフトウェアを利用するものとします。なお、クラウド基盤に係るサービス利用規約が掲載された URL は購入契約に記載のとおりとし、使用者がこれを確認しないことによる不利益については、JBCC および販売者は、責任を負わないものとします。また、クラウド事業者による URL の変更は、当該変更により使用者が利用規約を確認することが著しく困難となる事情がない限り、使用者の免責事由とはならないものとします。

第4条 (ソフトウェアの使用許諾)

1.JBCC は使用者に対し、使用者が本条件を遵守することを条件として、JBCC またはソフトウェア権利者が有する権限に基づき、所定の本ソフトウェアの機能を使用者が利用する非独占的権利を許諾します。本条件の各条項の他、アドオンやカスタマイズ等に伴うものを含め、本ソフトウェア固有の詳細サービス内容ないし提供条件等があるときは、別途、購入契約に定めるものとします。

2.前項に基づく使用許諾は、使用者自らの業務処理の目的の範囲内に限られるものとし、使用者は、JBCC の許可なくして、第三者へ提供する商用サービスの一部ないし一環として本ソフトウェアを利用することはできないものとします。

3.本ソフトウェアの利用に関し、JBCC またはソフトウェア権利者により、他の書面あるいは Web 上の記載(サイト URL を含む)等を通じ、本条件の他、該当するソフトウェア固有の利用条件、使用許諾条件、ポリシー等が明示されている場合、それらは一体として本ソフトウェアの使用許諾条件を構成するものとし、使用者は、本条件に加え、当該条件等を遵守することを要するものとします。なお、当該明示の効力については、前条第3項「なお書」以下に準ずるものとします。

4.本条件に従い本ソフトウェアの利用を開始することにより、使用者は、本ソフトウェアの利用条件、使用許諾条件等に同意したものとみなされます。

第5条 (本ソフトウェア利用可能期間および時間帯)

1.本ソフトウェアは、本ソフトウェア所定の利用可能期間内においてのみ利用可能です。本ソフトウェアの利用開始日および利用可能期間は、購入契約締結の際にお客様と JBCC 間で取り交わす JBCC 所定のユーザー登録書(以下、「ユーザー登録書」という)および納品メール(以下、「納品メール」という)に記載のとおりとします。なお、利用開始日について格別の記載が無い場合は、納品翌月1日から、利用可能期間について格別の記載が無い場合は、利用開始日から1年間とします。

2.クラウド基盤の利用時間が制限されている場合は、本ソフトウェアの利用可能日、利用可能時間帯は、当該利用時間に従うものとします。

3.次の各号のいずれかに該当する場合は、JBCC は、本ソフトウェアの機能の全部または一部を、必要な期間、停止することができるものとします。

(1)施設、設備、システムの法定点検、保守点検、改修工事等を行なう場合、またはシステムへの修正プログラムの適用、機器のファームウェア更新等、システム保全に必要な作業が行われる場合。

(2)施設、設備、システムの障害およびその復旧作業ならびにその他やむを得ない事由が発生した場合。

(3)電気通信設備の障害が発生した場合。

(4)第三者の故意または過失による不具合に対し対策を講じる必要が生じた場合。

(5)電気通信事業者が電気通信役務の提供を停止または中止することによって、またはサーバーの運用事業者ないしクラウド事業者が役務の提供を停止または中止することによって提供が困難になった場合。

(6)コンピューターウイルス感染、または感染防止の手段として停止が必要と JBCC が認めた場合。

4.前項の場合の他、JBCC が本ソフトウェアの機能の提供を継続的に提供することが著しく困難となる格別の事情が生じたときは、JBCC は直ちに本ソフトウェアの機能の提供を中止することができるものとします。

第 6 条（本ソフトウェア利用の条件）

1.使用者は、本ソフトウェアを適時、適切かつ安全に利用するために必要なクラウド基盤の利用にかかる関連サービスおよびその他のハードウェアを含めた利用環境を自らの責任と負担で用意し、本ソフトウェア利用の障害となる可能性のある事象があるときはこれを除去してその環境を保持するものとします。

2.本ソフトウェアを利用するための、インターネットの回線やクラウド基盤への接続条件は、当該回線やクラウド基盤等を提供するサービスの内容に従うものとします。なお、本ソフトウェアの利用にあたり、使用者は VPN（仮想プライベートネットワーク）またはそれに相当するセキュアな回線を準備するものとし、使用者が自らの判断でこれを準備しない場合に生じた問題に関し、JBCC および販売者は責任を負わないものとします。

3.使用者は、本ソフトウェアを日本国内においてのみ利用するものとし、JBCC の書面による事前の許可なくして海外で本ソフトウェアを利用し、または海外からアクセスしてはならないものとします。

4.使用者は、本ソフトウェアを利用するにあたり、処理しようとするデータあるいは関係するデータ・プログラム等について、適切な防禦措置あるいは必要に応じ再生が可能となるような対策を実施しておくものとします。それらのデータ・プログラム等の最新の API との互換性の確認、保存、安全管理措置については使用者の負担とし、JBCC および販売者は、一切責任を負わないものとします。

5.使用者は、購入契約またはユーザー登録書に記載された事項を含め、JBCC が本ソフトウェアを提供するために必要となる条件ないし情報に変更が生じたときは、速やかに販売者を通じ JBCC に対し明示的な方法により変更内容を通知するものとします。

6.前各項の他、本条件上求められる使用者の義務、措置ないし対策の未実施に起因して使用者または第三者に生じた本ソフトウェア提供の不能、損害ないし費用等については、使用者がその責任を負担するものとします。

第 7 条（ライセンス）

1.本ソフトウェアに許諾ライセンス数の制限があるときは、購入契約に記載するものとします。1ライセンスは当該ライセンスが有効である間において1利用者でのみ利用することができるものとし、JBCC の書面による承諾なくして許諾を受けた1ライセンスを同時、異時を問わず、複数人で利用することはできません。

2.使用者がライセンス数を増加しようとするときは、別途、追加購入するものとします。

第 8 条（ID およびパスワード管理）

1.本ソフトウェアは、ID およびパスワード管理を行ったうえでのみ利用できるものとします。

2.使用者は、ID およびパスワードを適切に管理する責任を負い、使用者から正当な権限を付与された使用者の管理下にある利用者に利用させる場合を除き、一切第三者に利用させあるいは譲渡、貸与、開示等してはならないものとします。

3.使用者における利用者が相当数となる場合、JBCC は、JBCC の判断により、販売者を通じ使用者に対し管理者用 ID の付与を許諾するものとし、使用者は、自らの管理者を設定の上、管理者が本条件に定める数の範囲内で使用者の ID を複数発行し、本ソフトウェアの利用を管理、統制する方法によるものとします。使用者は、適時、正確に ID の発行状況を販売者を通じ JBCC に報告するものとします。なお、JBCC および販売者は、任意に使用者の ID 発行状況を監視し、また使用者にその報告を求めることができるものとします。

4.使用者が設定した ID およびパスワードの下でなされた行為は、全て使用者の行為とみなされ、使用者は、その結果について全て責任を負うものとします。

5.JBCC が使用者から ID およびパスワードについて紛失・喪失およびセキュリティに関する問題発生の報告を受けまたは JBCC においてこれを知ったとき、あるいは ID の不正発行を知ったときは、JBCC は、緊急措置として本ソフトウェアの利用停止またはアクセス制限等の JBCC が適切と判断する手段をとることができるものとします。

第 9 条（制限事項）

1.使用者は、本ソフトウェアの利用に際し、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

(1)購入契約上の合意または JBCC の事前の許可なくして、本ソフトウェア利用環境からソフトウェアをダウンロードあるいは自らのハードウェア等にインストールすること。

(2)コンピューターウイルス他有害なソフトウェアを本ソフトウェアを通じてまたは本ソフトウェアに関連して使用しあるいは第三者に提供すること。

(3)ソフトウェアの複製、変更、他のソフトウェアとの結合、組み入れ、改変、翻訳、その他の翻案、送信可能化、または移植等を行うこと。その他、本ソフトウェアにおいて許諾された範囲を超えた使用、利用、転用等を行うこと。

(4)ソフトウェアに含まれる著作権者、その他の権利者の権利表示を変更し、除去しもしくは削除すること。

(5)ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等の行為を行うこと。その他本ソフトウェアに関する正当な権限を侵害し、またはそのおそれのある行為を行うこと。

(6)有償無償を問わず、ソフトウェアの全部、一部またはその複製物を、頒布、譲渡、貸与または転貸、レンタル、リース、再使用許諾、担保提供、もしくはソフトウェアのバンドルを解除しまたはパッケージ化すること。

(7)ソフトウェアを第三者に送信可能な状態でネットワーク上に蓄積すること。

(8)クラウド基盤またはそれに接続されているネットワークに損傷を与え、機能を停止させ、過剰な負担を与え、あるいは障害をもたらすような行為を行うこと。その他、本ソフトウェアの適正な運営を妨げるまたはそのおそれのある行為を行うこと。

(9)本ソフトウェアを、万一本ソフトウェアに不具合が生じた場合に死亡、人身傷害もしくは重大な物損または環境破壊等を直接もたらす可能性のある用途（原子力発電所の操業、航空機の航行、通信システム、航空交通管制、生命維持装置、兵器システム等の危険な環境（危険性の高い活動）におけるオンライン制御等を含む）に使用すること。

- (10)前各号の他、公序良俗に反する行為または本ソフトウェアの利用者として不適切と認められる行為をすること。
- 2.万一、JBCC が、使用者による本条に対する違反を発見したときは、事前の通知、催告等なくして、直ちに本ソフトウェアの提供を停止し、併せて被った損害の賠償を使用者に請求することができるものとします。
- 3.第1項各号違反の結果に対する一切の責任は、使用者が負担するものとします。

第10条（情報の取扱い）

- 1.使用者が本ソフトウェアの機能を利用して行ったすべての情報の登録、入力等、またその保存、保管等は、JBCC に対するそれらの開示、提供あるいは預託等の効力を生じるものではないものとします。当該登録、入力等、またその保存、保管等による結果については、全て使用者の責任と負担とします。なお、JBCC は、アクセス制御機能が施されているものについては、使用者の同意なく参照、閲覧等して利用しないものとします。
- 2.前項の定めにかかわらず、JBCC は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の情報を該当する各号の定めに基づき参照、閲覧、開示、利用等することがあるものとします。
- (1)刑事訴訟法第218条その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合において、当該開示請求の範囲で開示する場合。
- (2)特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および受信者情報開示に関する法律第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合において、当該開示請求の範囲で開示する場合。
- (3)生命、身体、または財産の保護のために必要があると JBCC が判断した場合において、当該保護のために必要な範囲で利用、開示する場合。
- (4)JBCC が本ソフトウェア関連サービスを運営するために必要な範囲(利用料の算定、設備の維持等)において参照する場合。
- 3.機密情報および個人情報の保護に関する JBCC の責任は、使用者 JBCC 間の本条件に関連する他のいかなる合意、契約等にもかかわらず、本条および第12条の範囲内に限られるものとします。

第11条（機密保持）

- 1.使用者は、本ソフトウェアを構成するプログラムの内容、ソースコード、用いられた固有の言語、規約、アルゴリズム、技術、ノウハウ等を機密として保持し、第三者に対し一切開示漏洩等してはならないものとします。
- 2.使用者は、本ソフトウェアを使用するために必要となるシリアルナンバー、その他必要となるコード等の情報があるときは、これらを自らの責任で機密として管理し、第三者に対し一切開示漏洩等してはならないものとします。

第12条（個人情報および特定個人情報の取扱い）

- 1.前条(機密保持)に定める「機密情報」に該当するか否かにかかわらず、JBCC は、使用者から特定、明示して預託された個人情報については、本条件の目的の範囲内でのみ使用し機密として保持する他、「個人情報の保護に関する法律」の定めにより必要な安全管理措置を講ずるものとします。ただし、JBCC は、別途、個別の書面による合意が無い限り、特定個人情報(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める「特定個人情報」をいう)を取扱わないものとします。
- 2.前項の定めにかかわらず、第10条(情報の取扱い)第1項により使用者が本ソフトウェアの機能を利用して行ったすべての情報の登録、入力等、またその保存、保管等は、JBCC またはサービス提供者に対するそれらの開示、提供あるいは預託等の効力を生じるものではなく、使用者の責任において第6条(本ソフトウェア利用の条件)に基づく安全管理措置等を講じることを要するものとします。当該登録、入力等、またその保存、保管等による結果については、使用者の負担とします。

第13条（監査）

- 1.JBCC は、使用者による適切な本ソフトウェアの利用状況、本条件の遵守状況等を監査する権限を有するものとします。使用者は、JBCC が使用者に事前に通知することなく監査を実行する場合があること、JBCC が必要により合理的な範囲で求める資料の提供に応ずること、JBCC が当該内容をソフトウェア権利者または JBCC の再委託先(使用者に向け現実に本ソフトウェアの一部を提供する第三者を全て含む、以下同じ)に開示する可能性があることについて、予め同意するものとします。
- 2.前項の監査の結果、JBCC または販売者に対する支払いに不足があることが判明したとき、あるいはその他使用者による本条件の違反が判明したときは、使用者は、当該不足額および JBCC または販売者が定める合理的な範囲の遅延損害金を、請求に従い支払うことを要するものとします。

第14条（保証）

- 1.JBCC は、本条件に別段の定めあるものを除き、本ソフトウェアが本ソフトウェア所定の稼働条件の下、所定の機能を有していることを保証します。ただし、使用にあたって一切のエラーや中断等がないこと、第三者の知的財産権を侵害していないことについての保証はありません。
- 2.JBCC は、JBCC が本ソフトウェアを提供するために必要となる正当な権限を自ら有することまたはソフトウェア権利者からの許諾を得ていることを保証します。万一、本ソフトウェアの利用が第三者の知的財産権を侵害するものとして、第三者より使用者に対して何らかの請求ないし異議の申し立てがなされたときは、JBCC は、自らの判断により、使用者が遅滞なくその事実および内容を JBCC に通知することならびに必要な権限を JBCC に付与することを条件として、自らの責任と負担でこれを防御するか、または侵害状態を是正するための適切な措置をとることがあるものとします。
- 3.前2項の場合において、JBCC が不具合等の是正のための合理的な努力をしたにもかかわらず、使用者において本ソフトウェアを利用できる状態に至らないときは、JBCC は販売者を通じ購入契約を解除し、使用者が利用できなかった機能に相当する部分について、受領済の料金を返還するものとします。
- 4.本ソフトウェアの完全性、商品性、有用性または品質の満足性、特定の目的に対する適合性に対する、一切の明示または黙示の保証はありません。本ソフトウェアおよび本ソフトウェアの選択、利用およびその利用結果については、使用者自らの判断と責任によるものとします。
- 5.使用者の事故、誤用、または不正利用(本条件に違反する利用を含む)から生じた本ソフトウェアの利用の不具合には、保証は一切ありません。
- 6.本ソフトウェアに Java で開発されたプログラムのサポートが含まれている場合であっても、Java テクノロジーにより不具合に対し自動的

に対応できる機能または性質を有するものではないものとします。

7.本ソフトウェアに第三者のソフトウェア(オープンソースソフトウェアを含む)が含まれている場合については、JBCC による保証ないし損害賠償責任の負担等は一切ありません。詳細について、当該ソフトウェア所定の使用許諾に関する条件記述書等に記載があるときは、それに従うものとします。

8.JBCC は、本ソフトウェアのサービス環境の安全確保を目的として、JBCC 所定の合理的なセキュリティ防護措置を講ずるものとします。ただし、既知、未知を問わずセキュリティ脆弱性が全く存在しないこと、あるいはサービス環境への不正なアクセス等が完全に防止されることを保証するものではないものとします。

9.その原因にかかわらず、使用者が本ソフトウェアを利用するにあたり通信速度やコンピューターのパフォーマンスの低下、停止、データの損壊、その他本ソフトウェア利用の結果生じた事象については、JBCC は一切責任を負わないものとします。

10.JBCC およびソフトウェア権利者は、第 2 条第 2 項に定めるソフトウェア更新等により発生した、直接的、間接的、偶発的、結果的損害、逸失利益または特別損害を含むすべての損害について、請求原因の如何にかかわらず一切責任を負わないものとします。

11.前各項の場合を含め、JBCC の責に帰すべき事由に基づく本ソフトウェアの提供不能に対する保証ないし補償は、利用不可部分についての、受領済金額を限度とする料金の返還に限られるものとします。

12.本ソフトウェアに関する JBCC の保証ないし補償責任は、請求原因の如何にかかわらず、本条に定めるものがすべてとします。

第3章 サポートサービス

第 15 条 (サポートサービス)

1.サポートサービスとは、使用者が本ソフトウェアをより有効に利用するために利用可能な次の内容のサービスをいいます。

(1) Q&A サービス(メール)

①JBCC は本ソフトウェアに関する操作・運用に関する使用者の管理者からのお問い合わせに対応します。お問合せフォームについては、JBCC の指定によるものとします。

②問合せ先は納品メールに記載のとおりとします。変更があった場合は、別途 JBCC より使用者に対しメール等の方法により通知されるものとします。

(2)バージョンアップサービス

本ソフトウェアに関し以下のアップデート版がリリースされた場合、JBCC またはソフトウェア権利者の判断により本ソフトウェアを最新版に更新するものとします。なお、JBCC またはソフトウェア権利者が使用者に対しメール等の方法で予めリリース情報の提供を行うものについては、使用者は自らの責任と判断により、アップデートの時期を決定するものとし、使用者がアップデートしないことにより生じた本ソフトウェアの不具合については JBCC は責任を負わないものとします。

①機能強化に伴う更新情報

②更新プログラム

③リリース、バージョンアップ

2.サポートサービス実施の必要が生じたことが本ソフトウェア以外のソフトウェア、機器等に起因しあるいは使用者または第三者の責に帰すべき事由によるものであった場合は、JBCC は、使用者に対し JBCC 所定の基準に従い費用を請求することができるものとします。

第 16 条 (サポートサービスの利用時間帯)

1.サポートサービス提供開始日

(1)サポートサービス提供開始日は、ユーザー登録書および納品メールに記載の「サービス開始日」のとおりとします。なお、クラウド基盤の利用可能日が当該開始日以降である場合は、クラウド基盤が利用可能となった日がサービスの開始日となるものとします。

(2)第 5 条第 3 項に定める事由等により本ソフトウェアの機能の提供が停止している間は、サポートサービスも提供されないことがあります。この場合、サポートサービスが提供されないことによって使用者または第三者に損害が生じて、JBCC は、責任を負わないものとします。

2.サポートサービス利用時間帯

Q&A サービスに基づく JBCC の回答は、次の日時に提供されるものとします。

・平日(月～金) 9:00～12:00および13:00～17:00

(土日・祝祭日、年末年始および JBCC 休日を除きます)

3.第 5 条第 2 項に定める事由等により本ソフトウェアの機能の提供が停止している間は、サポートサービスも提供されないことがあります。

第 17 条 (サポートサービス利用の条件)

サポートサービスの利用は、次の各号の事項が条件となります。

(1)サポートサービスは、本ソフトウェアのソフトウェア機能に対してのみ提供されます。

(2)サポートサービスの利用にあたっては、JBCC より付与された使用者番号が必要となります。また、ID をお知らせいただく場合があります。

(3)サポートサービスは、1ID ごとに、ご登録された1名のみ利用可能とします。なお、第 8 条第 3 項に基づき使用者の社内において発行された ID を付与された者によるサポートサービスの利用はできないものとします。

(4)使用者は、サービス利用状況を管理するとともに利用申し込みもしくは利用条件の変更などにおいて、JBCC との窓口となる管理者をあらかじめ定めるものとします。管理者の変更が生じた場合、使用者は JBCC に対し速やかに通知するものとします。

(5)サポートサービスにおけるお問合せ並びに回答は全て日本語でなされるものとし、それ以外の言語でのお問合せについては、JBCC は対応義務を負わないものとします。

(6)サポートサービスは、使用者に対する支援を目的としたサービスであり、サービスの内容に誤りのないこと、使用者の特定の使用目的を満たすこと、およびサービスの結果を保証するものではありません。

第 18 条 (サポートサービスの適用除外)

サポートサービスには以下の各号に関するサポートは含まれません。

(1)本ソフトウェア以外の他のプログラム、ソフトウェアもしくは機器等に関する事項、またはそれらとの組合せに起因する事項。

- (2)ソフトウェア権利者によるサポートが終了した機能に関する事項。
- (3)通信回線の障害等 JBCC の責によらざる事由により本ソフトウェアの稼動に支障がある場合。
- (4)稼働環境および稼働環境に接続または連動されたコンピューターおよびソフトウェア等に起因する事由により本ソフトウェアに生じた支障。
- (5)本ソフトウェアのアドオンやカスタマイズ等に関する操作、運用に関するお問合せ対応および情報提供、ならびにトレーニング、カスタマイズ、インテグレーションの提供。
- (6)本ソフトウェア所定の使用環境・使用方法以外の環境で使用または利用をした場合、ならびに本ソフトウェアにおいて認められた使用許諾の範囲を超えた使用または利用をした場合。
- (7)JBCC 以外の者による複製、改変、翻案、補修・改訂等がされた本ソフトウェアに関する事項。
- (8)業務、システム構築、開発に関連する事項。
- (9)コーディング等、プログラムを追跡調査が必要となる事項。
- (10)オンサイトサポートまたはリモートアクセスが必要なトラブル対応。(但し、JBCC がリモートアクセスでの支援を希望した場合を除く)
- (11)ハードウェア障害や導入に関するトラブル対応。
- (12)クラウド環境において本ソフトウェアを利用するために別途契約したサービスに関する問合せ対応および情報提供。
- (13)特定端末に固有の環境に依存する事象への対応

第4章 オプションサービス

第 19 条 (オプションサービス)

オプションサービスの提供がある場合は、その旨を購入契約に記載するものとします。

第5章 通則

第 20 条 (資料等の管理)

- 1.使用者は、本ソフトウェアの利用可能期間中、貸与されている関連資料等があるときは、これらを善良なる管理者の注意をもって使用、管理するものとします。
- 2.本ソフトウェアの利用可能期間が終了したときまたは JBCC の合理的な指示があったときは、使用者は、貸与されている関連資料等を速やかに JBCC に返還するか、その処理について JBCC の指示に従うものとします。

第 21 条 (知的財産権)

- 1.本ソフトウェア中に含まれるイメージ、Web ページ、写真、アニメーション、ビデオ、音声、テキスト等および文書ならびにサービス上の著作物およびその複製物の著作権その他の知的財産権は、全て JBCC またはソフトウェア権利者に帰属します。ただし、いかなる者も専有的権利を有しない第三者のソフトウェアプログラムおよび使用者が本ソフトウェアの機能を利用しその本旨に従って自ら登録、入力等した使用者または第三者の情報コンテンツは別とします。
- 2.別段の定めある場合を除き、本ソフトウェアの利用により JBCC、サービス提供者またはソフトウェア権利者から使用者に対し、上記を含めて著作権その他の知的財産権が移転することはないものとします。使用者は、これらの権利が、日本国の著作権法およびその他の関連して適用される法律(外国法を含む)によって保護されていることを承諾するものとします。
- 3.本ソフトウェアの利用にあたって JBCC または第三者の知的財産権を含む納入物が納入されている場合、本ソフトウェアの利用可能期間が終了したときは、使用者はその処理について JBCC の指示に従うものとします。

第 22 条 (使用者による侵害)

使用者が本ソフトウェアの利用に関し、他のサービス利用者または第三者に損害を与えたとして、他のサービス利用者または第三者から何らかの請求がなされまたは訴訟の提起等紛争が生じたときは、使用者は、自らの責任と費用負担で当該請求または訴訟等に対応し、問題を解決するものとします。

第 23 条 (料金)

- 1.本ソフトウェアの料金は、以下の項目により構成されます。料金の額および支払条件等は、購入契約に記載のとおりとします。
 - (1)初期費用：本ソフトウェアの利用開始にあたり初回のみ発生する、クラウド基盤の構築設定費用
 - (2)利用料：購入した本ソフトウェアの利用可能期間に応じた利用の料金
- 2.一旦購入した本ソフトウェアについては、利用の有無にかかわらず料金の支払義務を免れず、また、支払済料金の、返金はされないものとします。

第 24 条 (天災等による免責)

天災、地変、その他の災害、騒乱等の不可抗力、あるいは、電気通信事業者の提供する電気通信役務またはサーバーの運用事業者ないしクラウド事業者の提供する役務の不履行、ならびに通信ネットワーク、インフラの不具合他、直接的に JBCC が関与することのできない事由に起因する本ソフトウェア利用の不能については、損害発生の可能性につき JBCC が予見または予見し得たかにかかわらず、JBCC (JBCC の再委託先およびソフトウェア権利者を含む)および販売者は、一切責任を負わないものとします。また、JBCC の責に帰すべからざる事由による、JBCC 以外のサービス提供者ないし第三者によるサービスの変更ないし中止・廃止等についても同様とします。本条の定めは、本条件記載の他の全ての規定に優先するものとします。

第 25 条 (利用の終了)

- 1.JBCC が本ソフトウェアに関する権利を喪失し本ソフトウェアを提供することが不可能となった場合は、第 5 条に定める利用可能期間にかかわらず使用者の本ソフトウェア利用権は消滅するものとします。
- 2.万一、やむを得ない事情により、JBCC が、使用者が利用中の本ソフトウェアを提供できないこととなったときは、可能な限り早期に使用者に通知の上、所定の予告期間をもってその提供を廃止することができるものとします。この場合 JBCC は、受領済の料金があるとき

は、未履行期間分料金に相当する金額を JBCC 所定の基準により販売者を通じ使用者に払い戻すものとします。前項による利用権の消滅の場合も同様とします。

3. JBCC は、JBCC の責に帰すことのできない事由により、または JBCC 以外の者によるサービスの変更等により、その他これに類する事由

により、あるいは使用者が本条件に定める使用者の義務に違反し、もって JBCC による本ソフトウェアの提供が困難となったときは、いつでも本ソフトウェアの全部または一部の提供を中止または提供を終了することができるものとします。この場合、料金の減額ないし払い戻しはされないものとします。

4. 使用者が反社会的勢力であることまたは反社会的勢力との関係性を有することが判明したときは、第 9 条第 2 項の定めにかかわらず使用者は、直ちに本ソフトウェアの利用権を失い、この場合、使用者の責に帰すべき事由に基づく JBCC による本条件の解除があったものとみなします。

5. 使用者の本条件違反または不法行為に起因する本ソフトウェア提供の終了があったときは、使用者は期限の利益を失い、直ちに全ての債務を弁済することを要するものとします。

6. 第 20 条第 2 項の場合を含め、本ソフトウェアを利用するために使用者において保存、保管等されたソフトウェアのデータ等があった場合、

本ソフトウェアの利用可能期間が終了したときは、使用者は、JBCC からの別段の指示があった場合を除き、それらを全て廃棄ないし消去するものとします。万一使用者がこれを怠った場合、JBCC は、ソフトウェアのデータ等を自由に処分し、要した費用を使用者に請求することができるものとします。また、使用者は、本ソフトウェア利用のために提供されていた資料、情報等については、全て JBCC に返却するものとします。

第 26 条（輸出規制の遵守）

1. 使用者は、JBCC の許可なくして本ソフトウェア（技術データを含む）を、直接であるか間接であるかを問わず、輸出（ダウンロードを含む）してはならないものとします。また、いかなる用法によっても、兵器等の開発、製造、使用または貯蔵等に用いられるおそれを生じさせてはならないものとします。

2. 使用者は、本ソフトウェアに適用される全ての輸出関連法規（日本国およびアメリカ合衆国政府の政令、省令、命令、指示等を含む）を遵守するものとします。JBCC の許可の有無にかかわらず、本ソフトウェアの日本国外への持ち出し、輸出、使用に関し JBCC は一切責任を負わないものとし、万一 JBCC に何らかの損害が発生した場合は、使用者はこれを補償する責任を負うものとします。

第 27 条（機能の改廃）

JBCC は、本ソフトウェアの改善等の目的のため、JBCC の判断によりいつでも機能の内容の追加、変更改廃等を行うことができるものとします。

第 28 条（その他）

1. 第 14 条に定めるものの他、JBCC（JBCC の再委託先およびソフトウェア権利者を含む）および販売者は、JBCC または販売者による本ソフトウェアの提供または提供不能の結果として使用者または第三者に生じた損害（逸失利益、データの喪失、業務の停止、その他の

間接的な、特別なまたは偶発的な一切の経済的損失を含む）について、損害発生の可能性につき予見または予見得たか否かにかかわらず、いかなる場合にも責任を負わないものとします。ただし、故意に生じさせた損害については別とします。

2. 本ソフトウェアの提供に関連して JBCC（JBCC の再委託先およびソフトウェア権利者を含む）または販売者が損害賠償責任を負う場合、賠償の総額は、いかなる場合にも購入契約上の本ソフトウェアの料金相当額を限度とするものとします。なお JBCC は、本ソフトウェアを提供すべき場合において、JBCC の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、本ソフトウェアが全く利用できない状態にあることを JBCC が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときに限り、使用者の請求に応じて、損害賠償の予定として 1 日につき月次料金相当額の 30 分の 1 の金額を販売者を通じ使用者に支払うものとします。ただし、JBCC 以外のサービス提供者ないし第三者に起因する機能提供の中止の場合においては、サービス提供者ないし第三者による提供条件等に特別の負担の定めがあるものにつき、JBCC が当該サービス提供者ないし第三者より支払いを受けることができた金額の範囲内で、JBCC から販売者を通じ使用者に対し支払うことに限られるものとします。

3. 第 6 条第 4 項の場合を含め、本ソフトウェアを利用することによって処理される、あるいは本ソフトウェアに関係する使用者または第三者のデータ、プログラム等に関する安全管理措置については、使用者の負担とします。

4. 提供機能の内容その他の提供条件を変更する場合は、JBCC は変更後の内容を、JBCC の使用者向け Web サイトへの掲載、または使用者の管理者へのメール等により通知するものとします。なお、特段の定めのない限り、掲載あるいは通知日以降も継続して本ソフトウェアの利用を継続することをもって、使用者は当該変更内容に同意したものとみなします。

5. 使用者は、JBCC の他、ソフトウェア権利者が、本条件の正当な第三受益者として本条件の諸条件を直接行使し、かつ使用者に対して本条件に定める義務を直接執行する権利を有することに同意するものとします。

6. 使用者は、JBCC の事前の許可なくして、本ソフトウェアを第三者へ再販ないし再提供することはできないものとします。

7. JBCC は、本条件にかかる各種サービスを JBCC の親会社である JBCCホールディングス株式会社あるいは JBCCホールディングス株式会社の他の子会社または関係会社ならびにその他の第三者に再委託することができるものとします。この場合、再委託先の行為は、JBCC の行為とみなされるものとします。

8. 強行法規に別段の定めある場合を除き、原因となった行為の発生から 2 年を経過したときは、本条件および購入契約に関し生ずる相手方に対する請求権は消滅するものとします。

第 29 条（準拠法および裁判管轄）

1. 本条件は、日本国の法律に準拠します。

2. 本条件に関する紛争ないし訴訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を、合意上の第一審専属管轄裁判所とするものとします。